

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
 - ア 「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下4の欄から10の欄までの記載において同じ。）。
- (4) 4の欄は、利用周波数が切替可能なものは「(何) kHz及び(何) kHzに切替え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (6) 6の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切替可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
 - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)の欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、7の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のもに限り、制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、当該各欄のかつこ内には、妨害波電圧の平均値の設計値を記載すること。
- (8) 8の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。
- (9) 9の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載するものについては、記載を要しない。
- (10) 10の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載すること。
- (11) 添付図面等の記載は、次によること。
 - ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
 - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
 - ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
 - エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
 - オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。
- (12) 12の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、30分（13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあつては、15分）経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、電源を投入してから30分（13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものにあつては、15分）経過後までの間における15の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。
- (16) 17の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (17) 18の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲のものについては、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものについては、電源端子及び制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載し、当該各欄のかつこ内には、それぞれの妨害波電圧の平均値の測定値を記載すること。
- (18) 19の(2)の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。
- (19) 20の(2)の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載するものについては、記載を要しない。
- (20) 21の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の測定値を記載しないものに限り、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の測定値を記載すること。
- (21) 22の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
- (22) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1の欄及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。
なお、11の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。